

令和6年度 公文書開示状況（令和6年5月決定分）

福祉局

表の見方

<決定区分>について

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

<（根拠規定）条例7条>について

- ・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。
- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

7条1号 法令秘情報

7条2号 個人情報

7条3号 事業活動情報

7条4号 犯罪の予防・捜査等情報

7条5号 審議、検討又は協議に関する情報

7条6号 行政運営情報

7条7号 任意提供情報

7条8号 特定個人情報

7条9号 死者の個人番号

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の総枚数>について

- ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R6. 4. 28	R6. 5. 10	・業績ヒア調書 ・令和5年度課長代理級職承認選考被選考者調書（福祉局） ・令和5年度課長代理合格予定者（保留枠協議後）通知表 ・令和5年度課長代理昇任選考に係る承認候補者、令和5年度統括課長代理認定選考に係る認定候補者の決定	5		1					1				1				個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。 公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局総務部職員課
2	R6. 3. 23	R6. 5. 14	令和5年度認証保育所に対する特別立入調査の実施について（通知） （〇〇〇〇）	7		1					1				1				（7条2号） 特定の個人に関する情報であり、公にすることで、特定の個人を識別される可能性があるため。 （7条6号） 都が行う検査事務に関する一般に公にされていない情報であり、公にすることにより検査手法や検査時の着眼点等が推し量られ、今後の検査対策に利用されるおそれがあり、今後の検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすため。	福祉局指導監査部指導第二課
3	R6. 3. 23	R6. 5. 20	・改善状況報告書（評価区分C） ・〇〇〇〇 2024年3月 全体会議事録 ・改善報告書 ・保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育」のために～ ・〇〇〇〇 職員研修 不適切保育とは何か 質の高い保育を目指して ・個人面談記録 ・気になる子ども（保護者）への対応マニュアル ・昼食マニュアル ・1月保育者会議 ・研修報告書 ・〇〇〇〇 2024年1月 全体会議事録 ・〇〇〇〇 2024年2月 全体会議事録	162		1					1	1							（7条2号） 特定の個人に関する情報であり、公にすることで、特定の個人を識別される可能性があるため。 （7条3号） 事業所の運営等に関する情報であり、公にすることで法人等の競争上等の地位が損なわれるため。	福祉局指導監査部指導第二課
4	R6. 5. 15	R6. 5. 28	生活保護法施行事務に係る指導検査の結果について（通知）（令和4年3月28日付3福保生保第1566号） 生活保護法施行事務に係る指導検査の結果について（通知）（令和5年3月31日付4福保生保第1419号） 生活保護法施行事務に係る指導検査の結果について（通知）（令和5年11月15日付5福祉生保第609号） 生活保護法施行事務に係る指導検査の結果について（通知）（令和6年3月29日付5福祉生保第1436号）	10	1															福祉局生活福祉部保護課
5	R6. 5. 15	R6. 5. 28	令和3年度指導検査結果報告書（中央区福祉事務所分） 令和4年度指導検査結果報告書（中央区福祉事務所分） 令和5年度指導検査結果報告書（中央区福祉事務所分） 令和5年度確認検査結果報告書（中央区福祉事務所分） 令和4年度生活保護法施行事務監査の実施結果報告 2（2）法78条の適用状況（中央区福祉事務所分）	30		1					1		1		1				（7条2号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため （7条2号）担当職員の資格等が記載されており、これらは、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため （7条4号）保護金品の管理方法について記載されており、公にすることで、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため （7条6号）公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため	福祉局生活福祉部保護課
6	R6. 4. 17	R6. 5. 1	令和5年度東京都若年被害女性支援事業の補助事業者5団体が提出した実施要綱第5条（1）に規定する一切の活動記録。返却した場合は記録の写し及び提出・返却の日時がわかる文書。					1											当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
7	R6. 4. 18	R6. 5. 1	令和 5 年度東京都若年被害女性支援事業の補助事業者 5 団体が提出した実施要綱第 5 条（１）に規定する一切の活動記録。返却した場合は記録の写し及び提出・返却の日時がわかる文書。					1											当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
8	R6. 4. 19	R6. 5. 1	令和 5 年度東京都若年被害女性支援事業の補助事業者 5 団体が提出した実施要綱第 5 条（１）に規定する一切の活動記録。返却した場合は記録の写し及び提出・返却の日時がわかる文書。					1											当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
9	R6. 4. 22	R6. 5. 1	令和 5 年度東京都若年被害女性支援事業の補助事業者 5 団体が提出した実施要綱第 5 条（１）に規定する一切の活動記録。返却した場合は記録の写し及び提出・返却の日時がわかる文書。					1											当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
10	R6. 3. 6	R6. 5. 2	東京都若年被害女性等支援事業に関して、請求人がこれまでに取得していない、東京都が作成または取得した書類の全て	25		1					1	1	1						・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 4 号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
11	R6. 4. 25	R6. 5. 7	令和 5 年度東京都若年被害女性支援事業の補助事業者 5 団体が提出した実施要綱第 5 条（１）に規定する一切の活動記録。返却した場合は記録の写し及び提出・返却の日時がわかる文書。					1											当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
12	R6. 3. 26	R6. 5. 24	令和 5 年度 東京都女性相談センター電話相談業務委託に関して、東京都が発行、取得した全ての公文書	472		1					1	1	1		1				・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 4 号に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局子供・子育て支援部女性相談支援センター
13	R6. 3. 26	R6. 5. 24	令和 5 年度 東京都女性相談センター電話相談業務委託に関して、東京都が発行、取得した全ての公文書	288		1					1	1	1		1				・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 4 号に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局子供・子育て支援部女性相談支援センター
14	R6. 3. 28	R6. 5. 27	（１）令和 5 年 7 月 24 日付の「令和 5 年度東京都若年被害女性等支援事業補助金申請書」の不開示決定（以下、「本件不開示決定」といいます。）を 決裁した文書一式 （２）本件不開示決定を不服として東京地方裁判所に提起された取消訴訟の訴状（添付書類を含む。）および判決書（都庁内の連絡文書を含む。）	381		1					1	1	1		1				・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 4 号に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
15	R6. 4. 4	R6. 5. 27	困難女性支援法に関して、東京都が作成・取得した書類のすべて（文字通りのすべて）ただし、請求人が取得済みのものは省く。困難女性支援法に関して、東京都が作成・取得した書類のすべて（文字通りのすべて）ただし、請求人が取得済みのものは省く。					1												福祉局子供・子育て支援部育成支援課
16	R6. 5. 7	R6. 5. 27	東京都若年被害女性支援事業について東京都が作成・取得した書類の文字通り全て。ただし請求人が過去に取得した文書は除く。	126		1					1			1	1				・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 5 号に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
17	R6. 3. 29	R6. 5. 28	以下の文書記号・番号の決裁書 5 福祉子育て第1819 5 福祉子育て第1837 5 福祉子育て第1839 5 福祉子育て第1841 5 福祉子育て第1852 における「5. 精算方法」に記載のある「東京都会計事務規則第83条第 4 項により、年度末一括清算とする」の根拠となる、東京都会計事務規則第83条第 5 項記載の「会計管理者が別に定めるもの」にあたる福祉局及び会計管理局の関係文書全て	20		1					1		1						・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 4 号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
18	R6. 5. 16	R6. 5. 30	018サポートの案内チラシの誤送付について、経緯と発生した費用がわかるもの一式				1					1			1				・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
19	R6. 4. 25	R6. 5. 8	令和 4 年12月から令和 6 年 3 月までになされた〇〇、〇〇から東京都に報告された事故報告書						1			1			1				存否応答拒否 東京都情報公開条例第10条に該当 【適用理由】 ・当該公文書の存否を明らかにすることにより、特定の法人が何らかの事故を起こした事実の有無が明らかとなり、同法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため（東京都情報公開条例第 7 条第 3 号） ・当該公文書の存否を明らかにすることにより、都が行う事故等調査事務に対する信頼が損なわれ、当該事務に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第 7 条第 6 号）	障害者施策推進部施設サービス支援課
20	R6. 3. 28	R6. 5. 27	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助事業者指定の申請に係る書類 外32件	379	1															福祉局障害者施策推進部地域生活支援課
21	R6. 3. 28	R6. 5. 27	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助事業者指定の申請に係る書類 外32件	379		1					1	1	1		1				事業所所在地については、公にすることにより、利用者の障害が推測され、個人の権利利益を害するおそれがあるため、及び、当該法人の事業運営に影響を及ぼす恐れがあるため（2 号及び 3 号）印影、図面及び鍵番号については、公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼす可能性のある情報のため（4 号）理事会議事録については、法人の事業運営に関する情報であり、公にすることにより、その地位を損なう恐れがあるほか、当該事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（3 号及び 6 号）	福祉局障害者施策推進部地域生活支援課